
令和3年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年9月10日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	栄田	正温	井上 善雅
	上田	正人	佐藤 洋一
	山本	知司	上月 清
	西村	昭二	保田 公範
	公賀	義高	白岩 義広

4. 欠席委員 7番 小椋 武 8番 田中 正則 荻原 晴雄 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 6番 谷尾友枝委員、9番 山寄幸臣委員
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について
- 第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第10 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、田中委員
荻原推進委員、竹内推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和3年度第6回八頭町農業委員会
を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」
は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますが、7番 小椋武委員 8番 田中正則委員は本日欠席のため、6番 谷尾友枝委員、9番 山寄幸臣委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん
方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。
相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問
題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しました
ので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約
です。今月は8件です。双方合意による解約のため問題なしとい
うことで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報
告について。2件の該当事業がありました。8ページをご覧ください。

県ため池工事の盛土仮置場と町災害復旧工事の残土仮置場
です。どちらも事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し
受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号8-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。

受付番号8-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号8-1 朗読後、説明】

土地の所在地 大江地内

登記地目：田 現況地目 田

面積 224 m²

土地の所在地 大江地内

登記地目：田 現況地目 田

面積 446 m²

土地の所在地 大江地内

登記地目：田 現況地目 田

面積 555 m²

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、現在申請地を含む一帯で県営の基盤整備事業が行われており、これを機に申請地を含む田の一部の経営を譲受人が行う予定となり、この度売買するものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に野菜を栽培されており、また通作については、自宅から概ね500m程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は20年以上農業に従事され、冬場を除く期間は農作業に従事されておりますので、問題はないと思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、64アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長 (会長)

この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員	<p>9月3日、両者の代理人である行政書士さんに電話しました。先ほどの事務局の説明のとおり譲渡人は農業をされない。譲受人は拡大するということがまとまったようです。特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 9-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 9-2 について説明します。 【議案第1号 受付番号9-2 朗読後、説明】 土地の所在地：志子部地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 370㎡ 権利の種類は、所有権移転贈与です。 理由につきましては、この度譲受人が、父親の農地を相続するにあたり、弟である譲渡人が所有するこの1筆の農地も贈与を受けることで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人はお母さんもお健在で、一緒に主に水稻や野菜を栽培されており、また通作については、自宅から約1キロ程度であり問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は5年以上農業に従事され、またお母さんは60年以上農業に従事されています。概ね年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、55アールあり問題はありませぬ。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件です</p>

事務局	が、申請地では引き続き果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
西村委員	9-2について調査報告をさせていただきます。9月4日に現地調査等々行いました。内容は事務局から説明があったとおりでして、もともとが相続に関しての議案でございますので特に問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で農地法第3条の許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号2-1について説明します。議案書の2ページをご覧ください。 【議案第2号 受付番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地：山路地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 33㎡ 墓地を目的とした転用です。 場所、図面などの資料については、配布議案書の3ページから9ページに付けています。 場所については、議案書の3ページから6ページに図面をつけていますが、山路集落の南東側の農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。 転用理由につきましては、既存の墓地が山中の崖上にあり、危

事務局

険なことから、今後の管理が困難となるため、実家の近くに移設したいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地であり、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、申請人は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

周辺農地への影響ですが、東側及び西側、北側は自己所有の畑、南側は農道に隣接しております。建物を設置しないため、影響はないものと考えます。雨水は自然流下で隣接する既設農業用水路へ放流します。汚水は発生しません。区長及び水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、周辺農地はないため、影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、2番 明治良一委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

明治委員

はい。報告します。この件は先ほど事務局から報告があったとおりすでに農振除外の申請が出ております。その時の審議の際の調査報告にも転用の話も出しております。ということで以前の審議で了承を得ておりますので特に今回問題になるとは思えませんのでよろしく申し上げます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6-1について説明します。議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>【議案第3号 受付番号6-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：徳丸地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 3,062 m²の内 2,994.24 m² 太陽光発電施設を目的とした転用です。</p> <p>場所、図面など資料については、本日配布議案書の11ページから17ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の11ページから13ページに図面を付けていますが、下徳丸集落の南側の農地になります。土地利用計画図は14ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、太陽光発電事業を行うにあたり、目的を達成するために十分な面積を持ち、立地等の条件のいい当該地に太陽光発電設備を整備したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、徳丸駅から約200mに位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関残高証明書により確認しました。</p> <p>また、借受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東は田、西側は宅地、畑、町道、南側は公衆用道路及び田、北側は田及び宅地になっています。隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で既設西側水路へ放流します。汚水は発生しません。</p> <p>区長の同意は得られております。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接地から十分距離をとっている</p>

事務局	<p>ため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>【スライド現地説明】</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては7番 小椋 武委員に事前調査をお願いしておりますが、本日欠席です。あらかじめ事務局へ調査報告書が提出されていますので、事務局は朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読します。「9月8日に貸出人、借受人双方の代理人である、司法書士事務所の担当者に電話で聞き取りを行いました。借受人は太陽光発電の事業を行っており、有効な土地を探していたところ、貸出人との話がまとまったそうです。近隣の耕作者、土地所有者への説明会は借受人が実施しており、全員が賛成し、同意をいただいているとのことでした。この土地は数年耕作されていないため荒れ気味になっており、環境面も考慮し問題ないものと考えます。」</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山寄委員	<p>先ほど事務局の報告で隣接する周辺の許可は得ているとありましたが私の知っている当該地ではない場所のことですが対岸等々が景観を含めて光の反射等非常に印象が悪いからといってこういうソーラー発電をストップさせたという事例があるのを聞いております。対岸等々で隣接する場所のみでなく南側だろうと思うんですがかなり離れたところに住宅がありますがそちらの方の賛同を得ておられるかお聞きします。</p>
議長（会長）	<p>山寄委員さんから出た意見ですが、八頭町でなく西部の方であった話かと思えます。遠くの方が迷惑を受けるとの質問です。事務局どうですか。</p>
事務局	<p>はい。まず場所的などころですが、位置図に示すとおり住宅からかなり離れています。次に17ページにパネルの設置角度が示されています。その角度は15度で住宅までかなりの距離があることから影響はないと考えます。ご質問の離れた住宅の方の同意については取っておりません。</p>

議長（会長）	最近のパネルは反射を抑える素材を使っていると聞いています。光の害については設置者において対応すべきものだと思います。設置者にそういう要望はしていないのかなと思います。
山寄委員	影響を受ける集落があるのかなのか確認しておりませんが最近岡山県で1キロメートル以上離れたところでこんな話があったことから設置者には関係する対岸の集落に配慮願いたいと思ひ発言したところです。以上です。
今井委員	それに関係してですが若桜鉄道の郡家駅から若桜駅に向かう列車で太陽の光により運転手が徳丸駅手前の徳丸踏切の状況が見えないことが懸念されます。若桜鉄道に連絡、確認されたのか。もう一点、踏切に車両が侵入した場合、太陽光で運転手が確認できず事故が起こった場合の確認をお願いします。もう一点です。今回太陽光発電設備を設置するにあたり出入口はどこになりますか。付近の畑を使用しなくてもよいのでしょうか。
事務局	今回太陽光発電設備の設置にかかる進入路は申請地に隣接する公衆用道路を使用しますのでその他の農地を使用する予定はありません。
今井委員	わかりました。若桜鉄道の件は後でよろしくお願いします。
西田委員	以前に他の土地で太陽光発電の相談を受けたときに条件が整わずできなかったことがあります。申請地は第3種農地であるから大丈夫とのことでしょうか。また、申請地は過去に太陽光パネルの下でブルーベリーを栽培する計画があったと記憶していますが今回は純粹に太陽光発電だけで農地として利用するのはないとのことでしょうか。確認です。
議長（会長）	高いところでは太陽光発電でその下は農地として利用するのかどうかとの質問ですね。事務局お願いします。
事務局	1点目の質問ですが、こちらの土地は第3種農地で原則許可の農地です。2点目のブルーベリーの栽培の件ですが当初計画はそうでありましたが県の担当部局に確認した結果規定に合わなかったことから事業者が通常の太陽光発電施設として申請されたものです。

議長（会長）	<p>高いところでは太陽光発電、その下は農地として利用する営農型もあるようですが今回は純粹に太陽光発電の申請ということです。要望、確認事項もできましたので確認し進めたいと思います。</p> <p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
山本推進委員	<p>ちょっといいでしょうか。先ほどの要望、確認事項を確認してからでないとは駄目なんじゃないでしょうか。検証が必要だと思いますが。</p>
今井委員	<p>安全上の話ですから八頭町は責任を持たなければいけない。若桜鉄道に説明して了解を得なければならないと思います。</p>
議長（会長）	<p>要望、確認事項の結果が必要との意見がありました。</p>
事務局	<p>10分程度時間をお願いします。暫時休憩願います。</p>
議長（会長）	<p>暫時休憩とします。再開は14時35分です。</p> <p>（暫時休憩）</p>
議長（会長）	<p>再開（14時40分） 会議を再開します。事務局が説明をします。</p>
事務局	<p>説明いたします。まずこの案件についての許可権者は鳥取県となります。八頭町農業委員会は農地転用許可要件からみた意見を決定して許可権者に進達することとなります。よって検証をして駄目であるとの判断をできるものではありません。これを前提としてお願いします。この要件ですが設置事業者が若桜鉄道に対する確認等を行うことは入っておりません。しかしながら正式な文書はございませんが前任の局長が当初相談のあった段階で若桜鉄道に確認を取っているようでございます。農業委員会といたしましては、意見を付して進達することができますので意見を付して送らせていただければと思います。次に踏切に係る車の進入についても検証は要件にございませぬ。設置事業者に検証を求めることも難しいと考えます。これを踏まえまして「安全上の配慮を行うこと」と意見を付して県に進達したいと考えます。これを提案させていただきます。</p>

議長（会長）	事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。
山本推進委員	分かりました。
議長（会長）	これ以上意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>それでは申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第6 議案第4号 非農地証明について審議を行います。受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明について説明します。</p> <p>これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号3-1について説明します。</p> <p>【議案第4号 受付番号3-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：市場地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p> <p>面積：157㎡</p> <p>場所につきましては、東市場集落の東側の農地になります。</p> <p>理由につきましては、申請地は平成22年頃より耕作しておらず、現在は太陽光発電施設の法面及び進入路となっている状態です。</p> <p>この農地は、農振農用地区域内の第1種農地です。以上です。</p> <p>【スライド現地説明】</p>
事務局	
議長（会長）	<p>現地確認は今井委員、田中委員、手見野推進委員にお願いしました。</p> <p>この件につきましては、3番 今井委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
今井委員	<p>9月3日に私と手見野推進委員さん、田中委員さんで現地確認を行いました。その前に私と手見野推進委員さんで申請人のお宅に伺い本人とお嬢さんにお話を伺いました。現地は太陽光発電施設に隣接する土地で、現況は太陽光発電施設の法面と果樹園出入口跡で耕作できないことから非農地証明をして欲しい。将来的に</p>

今井委員	は太陽光発電施設設置事業者に売りたい気持ちがあるとのことでした。これを踏まえ現地を確認したところ太陽光発電施設の出入口がないことと土地の状況から農地として使うこともできないと判断しました。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で非農地証明の申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の22ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和3年8月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権設定はありません。 中間管理事業分のみで、新規1件、更新2件、合計3件です。面積は田が2,403㎡（2筆）、畑が466㎡（1筆）で、合計2,869㎡（3筆）です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
議長（会長）	中間管理事業分 受付番号42-1から44-3について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで中間管理事業分 受付番号 42-1 から 44-3 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 23 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 6 号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和 3 年 8 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 100-1 から 103-4 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 5 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 2,869 m²（3 筆）と、既に機構へ貸付けられている農地 706 m²（1 筆）の合計 3,575 m²（4 筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人へ 706 m²（1 筆）、その他 3 名の個人耕作者へ 2,869 m²（3 筆）を配分するものです。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号 100-1 から 103-4 につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、100-1 から 103-4 につきまして申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 9 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。受付番号 3-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の 24 ページをご覧ください。</p> <p>八頭町長から、令和 3 年 8 月 25 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>

事務局	<p>意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>【議案第7号 受付番号3-1 朗読後、説明】</p> <p>受付番号3-1について説明します。</p> <p>申請地 宮谷地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 87 m²です。</p> <p>目的は農用地区域からの除外です。</p> <p>理由としましては、既存の送電用鉄塔が老朽化したため、建て替えを行うということです。</p> <p>議案書の25ページから31ページに位置図、図面を付けています。宮谷集落内の農地です。この農地は、第2種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この案件は、私が事前調査をしましたので、報告します。</p> <p>申請人である法人の担当者に9月3日に電話で確認を取りました。内容は事務局説明のとおりです。場所は宮谷地内で●●の前の農地です。住宅に囲まれた所に建設予定土地があり、既存の送電鉄塔の建て替えのために残されたようなちょうどいい所でした。対象農地の一部が建設予定地にかかり農振除外が必要となったものです。問題ないと考えます。</p>
	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第10 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>○別段面積（下限面積）の見直しについて</p> <p>○中山間地域等直接支払交付金制度の集落戦略作成について</p> <p>○資料提供</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 移住定住支援パンフレット <p>○次回R3.10定例会 ■10月12日(火)13時30分から ■船岡地区公民館 以上です。</p>
議長(会長)	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
議長(会長)	無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。
	終了(15時30分)
